

A 1 1 雇用保険、社会保険（健康保険・厚生年金保険）ではそれぞれ次のような適用基準を設けています。

[解説]

1. 雇用保険の適用基準

週の所定労働時間が40時間未満のパートタイム労働者については、次のいずれにも該当する場合には、被保険者とする。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

2. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用基準

パートタイム労働者については、次のいずれにも該当する場合には被保険者とする。

- ① 1日または1週間の所定労働時間がその事業所の通常の労働者の所定労働時間が概ね4分の3以上
- ② 1か月の所定労働日数が、その事業所の通常の労働者の所定労働日数の概ね4分の3以上

(参考)

雇用保険と社会保険の保険料の額＝被保険者の給与（賞与込み）×下表の率

雇用保険		1,000 分の 13.5 (1,000 分の 5 は被保険者負担、1,000 分の 8.5 は事業主負担)
協会けんぽ (大阪府)	①次の②以外	1,000 分の 100.6 (労使折半負担)
	②40 歳以上 65 歳未満	1,000 分の 100.6+1,000 分の 15.5 (労使折半負担)
厚生年金保険 (平成 24 年 9 月 1 日～ 平成 25 年 8 月 31 日)		1,000 分の 167.66 (労使折半負担)

※健康保険組合が管掌する健康保険の保険料率は、組合ごとに決定。